

平成24年度税制改正大綱のポイント

平成24年度税制改正大綱

平成24年度税制改正大綱が12月10日に閣議決定されました。平成23年度税制改正大綱でも盛り込まれていた、所得税の配偶者控除廃止や相続税増税（基礎控除額の縮小等）については先送りとなりましたが、所得税については高額所得者層への増税、法人税については優遇税制の延長が盛り込まれています。主な改正点は下記のとおりです。

改正の内容

（1）所得税～給与所得控除の改正等～

平成25年分の所得税から、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けることとなりました。例えば、年収2,400万円の場合、現行の給与所得控除額は290万円ですが、改正後の控除額は245万円となり、課税所得が45万円増加することで、所得税及び住民税の負担（合計税率を50%と仮定）が約22.5万円増加することになります。

また、勤続年数5年以内の役員等の退職所得については、2分の1課税が廃止されることになりました。退職所得は、退職後の生活保障としての性質を有する所得であることから、通常の所得と比べて優遇されています。具体的には、退職金額面から退職所得控除額を控除し、さらにその2分の1の所得金額に対して課税が行われています。しかし、短い期間で繰り返し退職金を受給するような場合（例えば、天下り先法人からの短い勤務期間での退職金受給など）は、退職後の生活保障としての性質が薄いため、勤続年数5年以内の役員等の退職所得に対する優遇措置は廃止となりました。この改正は、平成25年以降の所得税について適用となります。

（2）相続税～国外財産調書制度の創設～

相続税の基礎控除の見直し等は先送りにされましたが、新たに国外財産調書制度が創設されました。この規定により、その年の12月31日において5千万円を超える国外財産を有する居住者は、当該財産の価額等を記載した調書を、翌年3月15日までに、税務署長に提出する必要があります。既に所得税確定申告書の添付書類

にある「財産及び債務の明細書」と異なり、国外財産調書の不提出・虚偽記載には、罰則規定が設けられており、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となるため、留意が必要です。

また、仮に調書に記載のない国外財産に係る所得税又は相続税について、申告漏れなどがあった場合には、過少申告加算税（10%、15%）又は無申告加算税（15%、20%）が5%割り増しになります。一方で、調書に記載があれば、過少申告加算税又は無申告加算税は5%相当額が減額されます。

（3）法人税

法人税については、昨年の税制改正の大きなテーマとなっていた「法人実効税率5%引下げ」は、年末になってようやく実現しましたが（ただし、震災からの復興法人税の上乗せがあるため、今後3年間は引下げ効果が縮小します。）、今回は目立った改正はありません。

基本的には企業の設備投資や人材投資、研究開発などを促進させるという基本方針のもと、「研究開発税制の上乗せ特例」、「中小企業投資促進税制」、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」及び「交際費等の損金不算入制度（中小法人における損金算入の特例）」の適用期限が2年間延長されました。

今後の留意点

上記の改正に加え、平成24年1月6日には、「税と社会保障の一体改革」の素案が決定され、消費税率の引き上げ（14年4月に8%、15年10月に10%）や所得税の最高税率の引き上げ（40%から45%）など、社会保障費の財源確保等のため更なる増税が審議されています。今後も引き続き高額所得者層に対する増税が強化されていくことが想定される一方、法人税等については国際競争力の強化の観点から減税傾向にあります。従って、例えば役員報酬の設定について、今までは給与所得控除のメリットを重視し、法人に所得が生じないようにしていた場合でも、今後は法人に利益を残した方がトータルで考えると節税につながるケースもあるため、事業計画等を作成して検討する必要があると考えられます。

（文責：森永）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp